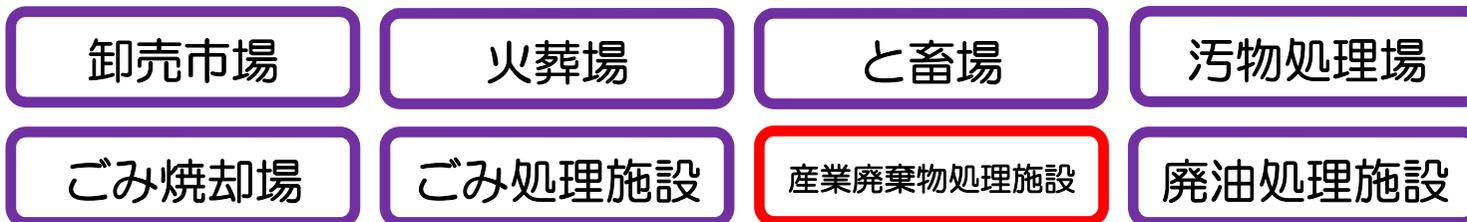


◇建築基準法第51条ただし書きの許可について(1号議案)

都市計画区域内では・・・



都市の中になくなくてはならない重要な施設であると同時に
周辺環境に大きな影響を及ぼすおそれのあるもの

||

原則

都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、
新築し、又は増築してはならない。(都市計画決定)

■都市計画決定をすると・・・

都市計画事業の認可によって、土地収用などが可能となることから、公共性の高いものであることが必要。
(公益性、広域性、恒久性が低いものは都市計画決定に馴染まない)

例外(ただし書きの許可)

特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が
都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、新築し、又は
増築することができる。